

マオド・ド・ブーア・ブキッキオ児童売買、児童買春及び児童ポルノ
特別報告者 訪日報告書 (A/HRC/31/58/Add.1)

<仮訳※>

<事務局注>

事務局は、児童売買、児童買春及び児童ポルノ特別報告者の訪日に関する報告書を人権理事会に提出する光栄に浴する。本報告書において、特別報告者は、国際的な人権の規及び基準に照らし、日本における児童売買及び児童の性的搾取に関する課題を調査している。特別報告者は、訪問前、訪問中及び訪問後に収集した情報に基づき、日本が児童買春及び児童ポルノに取り組み、防止するために行った法改正及び児童保護政策、並びに被害児童のケア、回復及び社会復帰のためにとられた措置を強調している。最後に、特別報告者は、児童売買及び児童の性的搾取を防止・根絶するための取組を強化する観点から勧告を行っている。

<目次>

- I. 序論 (パラ 1～7)
 - A. 訪日プログラム (パラ 1～6)
 - B. 背景 (パラ 7)
- II. 状況分析 (パラ 8～19)
 - A. 児童売買、児童買春及び児童ポルノの範囲 (パラ 8～17)
 - B. 根本要因及びリスク要因 (パラ 18～19)
- III. 児童売買、児童買春及び児童ポルノの撲滅・防止のための措置 (パラ 20～70)
 - A. 法的枠組 (パラ 20～29)
 - B. 機構的枠組 (パラ 30～32)
 - C. 児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する政策及びプログラム (パラ 33～70)
- IV. 結論及び勧告 (パラ 71～74)
 - A. 結論 (パラ 71～73)
 - B. 勧告 (パラ 74)

※本仮訳は、便宜上作成したものであり、正確な意味を知るためには原文を参照する必要があります。なお、上記目次は原文ではページ数の記載がありますが、便宜上、パラグラフ番号としています。

I. 序論

A. 訪日プログラム

1. 児童売買、児童買春及び児童ポルノ特別報告者は、日本政府の招待を受けて、2015年10月19日から26日にかけて訪日した。訪日の目的は、あらゆる形態の児童売買及び児童の性的搾取を防止・根絶するための勧告を行うという観点から、児童売買、児童買春及び児童ポルノの状況を精査し、同国の児童保護制度を評価することであった。

2. 特別報告者は東京、大阪、川西、那覇を訪問した。中央政府レベルでは、内閣府、厚生労働省、文部科学省、総務省、法務省、外務省、警察庁の関係者と面会した。また、最高裁判所関係者及び国会議員とも面会を行った。都道府県レベルでは、川西市の子どもの人権オンブズパーソン事務局、沖縄県庁（青少年・子ども家庭課）、沖縄県警と面会した。

3. 加えて、特別報告者はインターネット・サービス・プロバイダーや日本旅行業協会を含む民間企業の関係者とも面会した。また、「インターネット・ホットライン・センター」を訪問し、「インターネット・コンテンツ・セーフティ協会」及び「セーファー・インターネット協会」の関係者と面会した。

4. さらに、特別報告者は児童保護の問題に取り組んでいる市民社会及びNGOの関係者、女性団体のメンバー及び児童の権利の専門家と面会した。また、東京においては性的搾取の被害にあった若者、川西においては中学生とも面会した。最後に、特別報告者は日本ユニセフ協会と面会した。

5. 特別報告者は女子高校生支援施設、性暴力救援センター、児童養護施設、児童相談所、ユースハウスを訪問した。また、東京及び那覇における性・娯楽産業地区を視察した。

6. 特別報告者は、上記中央及び地方レベル当局との面会の調整を行った日本政府に謝意を表す。また、市民社会、NGO、日本ユニセフ協会、国連広報センター東京事務所、日本記者クラブ、国連人権高等弁務官事務所による、訪日前、訪日中及び訪日後の支援に謝意を表明する。

B. 背景

7. 日本政府によって提供されたデータによれば、日本の人口は1億2,700万人で、そのうち18歳未満の児童は2,031万400人、5歳未満の児童は538万9,400人である。日本は、2008年の世界金融危機以降、何度か不況に陥り、2011年3月の東日本大震災によりさらに悪化した。日本の国内総生産は世界3位で、日本における現在の児童の貧困率は16パーセントである。沖縄県では貧困率が上昇しており、日本全体の平均の2倍近くとなっている。2012年の（沖縄県全体の）貧困率は34.8パーセント、同県における児童の貧困率は37.5パーセントであった。

II. 状況分析

A. 児童売買・児童の性的搾取の範囲

8. 公式統計によると、児童虐待コンテンツに関連した搾取の形態は増加しているが、児童買春は減少している。児童買春の減少を説明する公的な分析や調査は行われていないが、児童虐待コンテンツの拡散及び売買の増加は、インターネット及び新たな技術の発展によるものである。多くの被害者は依然として女兒である。¹ しかし、特別報告者は、性的虐待・搾取の被害児童を扱う様々な関係者から収集した情報に基づき、恐怖、恥辱、あるいはジェンダーに配慮された通報制度を利用できないことを理由に、虐待を報告し、援助を求めることをためらう男児の被害者もいると理解している。

1. 児童買春

9. 特別報告者は、性的搾取を促進あるいは誘発する傾向及び活動の存在に懸念を示した。特に懸念されるのは、学齢期の女兒により行われている多様な商業的活動を指す「女子高生ビジネス」（又は「JKビジネス」）の事象である。² 「JKビジネス」は必ずしも性的接触に至らない様々な形態をとっているが、特別報告者は、警察による「JKビジネス」の嚴重な取締にもかかわらず、女兒が売春などの性的搾取の被害者となるケースを知った。女子高生お散歩又は「JKお散歩」（女子高生との散歩デート）は、高校年齢の女兒を男性と接触させ、金銭と引き換えに女子高生と外出させる商業施設によってあっせんされる商業形態の一つである。「JKビジネス」は、「JK撮影会」（女子高生の写真撮影会）施設や「JKリフレ」（女子高生リフレクソロジー）店など、様々な種類の施設により運営されている。一部の施設は、しばしば性的接触又は性的行為につながるサービス提供のため、男性が女兒と二人きりになることを認めている。「JKビジネス」には様々な管理形態があるが、援助交際は、業者や仲介者を介さずに、男性が、魅力的と思う若い女性や女兒に対し、交際と引き替えに、金銭又は物品を贈与する慣行である。援助交際は、必ずしも性的行為を含まないが、デートはしばしば何らかの性的接触や性的行為の形態につながる。

10. 中学・高校年齢の女兒（12歳から17歳）の中には、頻繁に「JKビジネス」に関わり、「JKビジネス」を立派なアルバイトと考える子もいる。女兒は雇用広告やリクルーターを通して雇われる。こうした女兒は、一度「JKビジネス」に足を踏み入れると、雇用主又は顧客から性的サービスを提供するよう強要されることが多い。「JKビジネス」はグレーな領域で行われているため、この事象の全容を把握することは困難である。特別報告者は、「JKビジネス」及び売春の被害者と面会した。一部の被害者は、自宅での性的虐待から逃れ、生き残る手段として売春に行き着いた。こうした被害者は全員、「JKビジネス」がなくなることを望んでおり、児童及び若者は、被害者となることを防止するため、「JKビジネス」の結果がどうなるか警告されるべきであると強調した。

11. 特別報告者は、日本における「JKビジネス」に関するいかなる公的な統計も受け取っていない。しかし、「JKビジネス」は、児童、特に女兒の性的搾取に容易につなが

¹ 日本政府から提供された統計によれば、2014年、性的搾取の被害を受けた女兒は1,130人、男児は82人であった。

² 米国務省2015年7月人身取引報告書198頁参照。

りうる懸念すべき傾向かつ収益性の高いビジネスである点を指摘した。その上で、日本政府に対し、市民社会、民間企業及びNGOと協力し、需要要素（すなわち加害者）への対処も含む効果的な防止・保護戦略を広めることを最終目標とし、正確かつ最新の統計、推進・牽引（push and pull）要因、被害児童への影響を含め、この事象の全体像を特定するための包括的かつ実証的な調査を行うよう求めた。

2. 児童虐待コンテンツ

12. 近年日本は、児童虐待コンテンツ（すなわち児童ポルノ）の製造、配布及び販売に対する規制を強化してきた。にもかかわらず、2014年の統計では過去最高を記録した。新たな技術により、日本で製造された児童虐待コンテンツは世界中に広められ、各国の視聴者に視聴されているが、日本は、特に、過激な児童ポルノ描写が含まれる漫画、アニメ、CG、ビデオ・オンラインゲーム等のサブジャンルにおいて、仮想児童の性的搾取の表現の主要製造国であると指摘されてきた。³

13. 日本では、法制度の強化にもかかわらず、例えば秋葉原などの娯楽産業地区にある店舗において、児童虐待コンテンツのアクセス及び購入が依然として可能である。娯楽・性産業地区で容易にアクセスできる児童虐待コンテンツの一つとして、着エロ又は児童エロチカがあるが、これは、性的に挑発的なポーズをとった小学年齢（7～12歳）の児童を描写した写真及びその他のコンテンツである。このコンテンツは、児童の性的な部分に明らかに焦点を当てており、未成年者に対する性欲を刺激しうるものであるにもかかわらず、児童が裸でないため合法とされている。

14. インターネット上では、児童ポルノはオンライン動画ストリーミングサイトにおいて利用可能である。こうしたサイトの広告は、視聴者に対し、児童虐待コンテンツのストリーミング映像を視聴しても法律では罰せられない（データのダウンロードのみが罰せられる）ことを視聴者に伝えている。公的及び私的な協力によってとられているブロックング及び削除措置（下記パラ42参照）の結果、インターネット上の児童虐待コンテンツへのアクセスはより困難になっているにもかかわらず、検索エンジン上で「小学生アイドル」や「ジュニアアイドル」でキーワード検索をすると、児童ポルノに容易にアクセスできる。

15. その他の懸念事項は、主に17～20歳の女兒及び女性を中心とした被害者が騙され、カメラの前で性行為を強要される、強制的ポルノである。加害者は騙されやすい18歳未満の女兒に近づき、その女兒が成人年齢に達すると、詐欺、脅迫又は強要により、ポルノ撮影に参加することを義務付ける契約書に署名させられる。一度ポルノビジネスに巻き込まれると、契約を破棄しようとする被害者は、過度の賠償請求により脅される。契約の存在が、犯罪捜査を妨げ起訴を困難にしている。

16. 「リベンジポルノ」や「セクストーション」も新たな技術がもたらすリスクの結果であり、日本における懸念すべき動向である。「リベンジポルノ」は主に、標的となった個人に対する嫌がらせや名誉を傷つける方法として、当該個人のあからさまな性的画像をインターネット上に投稿することを指す。「セクストーション」の場合、ライブ「チャ

³ 米国務省、民主主義・人権及び労働局「2014年人権実施に関する地域報告書：日本」参照。

ット」アプリを通じて人に出会う児童が自分の裸の画像や動画を共有するよう求められ、それを流出するとの脅迫の下、さらなるコンテンツを送るよう脅されることを指す。

3. その他の形態の児童の性的搾取、及び児童売買

17. 1996年にストックホルムで開催された「第1回商業的な児童の性的搾取に反対する世界会議」以降、日本は、特に東南アジア諸国における日本人男性による児童買春ツアー撲滅においてめざましい成果を遂げた。それにもかかわらず、日本人男性は児童買春ツアーの主要な需要源であり続けている。⁴ 専門協議会は「子ども買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範」の採択を促してきた。日本は、人身取引の被害者の渡航先でもある。⁵ 人身取引業者が被害者を日本に連れてきて、性的搾取を強要するために偽装結婚や偽装就職が利用されている。⁶

B. 根本要因及びリスク要因

18. 日本における様々な形態の児童の性的搾取の根本原因として、性別の役割や差別、児童の性的商品化、社会的寛容さ、不処罰、貧困等がある。消費主義が児童の性的搾取の誘因になっており、その一例が「JKビジネス」である。促進要因には、雇用の機会不足、厳しい競争社会、児童の人的関係・社交性の乏しさが含まれる。これらの多面的な要因により、児童及び若者が性的搾取を受けやすくなっている。例えば、沖縄県は特に貧困の影響を受けており、同県の失業率、離婚率及び十代の妊娠率は高い。また、経済的困窮及びその結果としての家庭の弱体化のため、児童が性的搾取を特に受けやすくなっている。

19. 特別報告者は、「ジュニアアイドル」の事象に示されるように、児童が娯楽産業において性的な商品として扱われていることに懸念を示した。「ジュニアアイドル」は、モデルとしてのキャリアを追求し、性的な衣装を身にまとい写真集やイメージDVDに登場する。一部の「ジュニアアイドル」は最終的に成人ポルノの業界に足を踏み入れている。「ジュニアアイドル」は、一部の十代の若者の間で人気であり、大きな市場を形成している。この種の児童の商業活動に対する社会的寛容さが性的搾取を可能にしている主な要因の一つである。特別報告者は、善意の公的な防止キャンペーンにおいても、児童の性的搾取に対する需要という側面は見逃されており、被害児童やその家族にのみに焦点が当たっていることを遺憾に思う。⁷ 特別報告者は、関係当局に対し、児童の性的商品化のビジネスを行っている民間企業に焦点を移すよう強く求めた。

⁴ 米国務省人身取引報告書（脚注2参照）

⁵ 国連薬物犯罪事務所 *Global Report on Trafficking of Persons 2014*（ニューヨーク、国連、2014） 79頁参照

⁶ 米国務省人身取引報告書（脚注2参照）

⁷ 2015年7月、内閣府は、健全な子育てを促進する啓発キャンペーンを開始した。このキャンペーンには、学齢期の女兒が児童ポルノ及び児童買春に関与しないよう約束することを求める警察庁のポスターも含まれている。

III. 児童売買、児童買春及び児童ポルノの撲滅・防止のための措置

A. 法的枠組

20. 日本は、児童の権利に関する条約、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（ILO第182号条約）、サイバー犯罪に関する条約等児童の人権に関する主要な条約等を批准している。日本は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及びこれを補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書に署名したものの、批准はしておらず（仮訳注：日本は2017年に同条約及び同議定書を締結）、個人通報に関する児童の権利に関する条約選択議定書も批准していない。

21. 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（1999年）は、日本における児童の性的搾取を犯罪化することに焦点を当てた国内法である。特別報告者は、2014年6月、国会において同法律の改正が可決され、これにより、特に児童ポルノの単純所持を刑罰化し、国内法制度が国際的な人権規範・基準により近づいたことを歓迎した。この改正は、ほぼ10年かけて進められた困難な交渉、並びに市民社会及びNGO、教師及び親、日本ユニセフ協会、民間セクター及び一部の政党による啓発努力の結果である。国際的な圧力も同改正を促進する上で重要な役割を担った（CRC/C/OPSC/JPN/CO/1参照）。

22. 上記改正は、いわゆる「仮想」児童虐待コンテンツ、すなわち、あからさまな性的行為を行っている未成年者の写実的画像を描写するポルノ・コンテンツ（例えば、過激な児童虐待コンテンツを含むマンガ、アニメ及びゲーム）を犯罪化していない。反対派は、そのようなコンテンツを犯罪化することは憲法第21条で保障されている表現の自由の権利を侵害すると主張した。また、仮想児童虐待コンテンツ（又は「実在しない者の視覚的描写」）は、実在の児童を傷つけておらず、因果関係が立証されていないと述べた。さらに、反対派は、「疑わしい」とされる芸術的自由に対する過度の警察介入のリスクに警鐘を鳴らし、「わいせつ物」がすでに刑法で犯罪化されていることを想起した。加えて、反対派は、同法律の目的は実在の児童を保護することであり、実在の児童の性的搾取に取り組むことに注力すべきであると主張しつつ、日本独自のマンガ・アニメ文化に著しい影響を与えかねない、視覚的メディアに対するより厳しい規制を課す試みを批判した。

23. 仮想児童虐待コンテンツの製造、提供、配布、調達及び所持の犯罪化に賛成する利害関係者は、国際人権法によれば、同コンテンツは児童ポルノに該当し、児童の権利を侵害するものであると主張した。また、こうした利害関係者は、マンガ、アニメ及びゲームに含まれる暴力的な性的虐待の表現により児童が傷つけられ、児童の性的虐待を容認する文化を反映していると主張した。たとえ児童に実害がないとしても、仮想児童虐待コンテンツは、描写された搾取的行為に対する社会の寛容さを促進し、児童の性的商品化を助長する。

24. 特別報告者は、表現の自由と児童の権利の適切なバランスをとることの重要性を認識しているが、後者は、強力かつ収益性のあるビジネスによって犠牲にされるべきではない。国際的な人権規範・基準によると、描写された児童が実在するか否かにかかわらず、

いかなる形態の児童のポルノ的表現も児童ポルノである。⁸ その目的は、コンテンツにおいて描写されている児童を必ずしも害さなくとも、児童をそのような行為に参加するよう促す又は誘惑することに使われかねず、児童虐待に好意的なサブカルチャーの一部を形成しかねない行動から児童を保護することにある。⁹ このような場合、表現の自由及びプライバシーの権利の制限は、道徳的見地及び他者への危害の防止に基づくものである。¹⁰ 究極的な目標は、児童の権利の侵害である、児童を欲求の対象とする行為を黙認しない社会を実現することにある。もっとも、特別報告者は、場合によっては、仮想児童虐待コンテンツの禁止が芸術的表現の権利に影響を与えることを防止するため、困難かつ慎重なバランスが達成されなければならないと認識している。他方、こうした問題についての判断は司法にゆだねるべきである。

25. 同法の改正案に係る交渉においては、仮想児童虐待コンテンツの被害者及び加害者への潜在的影響に関する科学的調査の要求を盛り込むことについて議論が行われた。反対派は、こうした要求は同法の範囲外であり、個人のプライバシー権に影響を与えうるものである、また、たとえ因果関係が証明されたとしても、仮想児童虐待コンテンツの犯罪化が犯罪を減少させるとは立証されてきていない、と主張した。また、反対派はそのような規定を含めることにより、当該調査の結果に法的地位を与えることになりかねないと危惧した。こうした強い反対を受け、調査実施の支持派は、単純所持を禁止する改正の可決に合意するために、上記提案を断念した。

26. 2014年6月の児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の改正は、児童ポルノ単純所持を犯罪とした（第7条第1項）。同条項は2015年7月に施行され、児童虐待コンテンツの所持者に、廃棄するため1年の猶予が与えられた。改正法の第2条及び第3条（仮訳注：「第2条第3項」の誤りと思われる。）は、児童ポルノの定義も修正した。同条（仮訳注：「同項」の誤りと思われる。）の第1号及び第2号は変更されなかったが、第3号に関しては、「殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているもの」であり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激する、衣服の全部又は一部を着けない児童のあらゆる姿態を犯罪化しよう拡大された。同修正にもかかわらず、この区分に入るコンテンツ（例えば、児童エロチカ）は合法とされるため、第3号はあいまいとされる。加えて、最後の二つの児童ポルノの類型に共通の法的要件（「性欲を興奮させ又は刺激するもの」）は制限的な意味で解釈されており、それ故、極端な事案に適用されている。特別報告者は、この定義は、児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の第2条Cに含まれている定義より狭義である旨指摘する。

27. 同改正にもかかわらず、インターネット上の児童虐待コンテンツの閲覧及び同コンテンツへのアクセスなど、児童ポルノの別の側面が犯罪化されていない。「JKビジネス」

⁸ 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書第2条(c)、サイバー犯罪条約第9条2c、児童の性的搾取及び性的虐待からの保護に関する条約第20条2、A/HRC/12/23パラ124(b)(iii)参照。

⁹ 米州機構、サイバー犯罪条約説明文書、パラ102

¹⁰ Julia Hörnle, "Countering the dangers of online pornography – shrewd regulation of lewd content?" *European Journal of Law and Technology*, vol. 2, No. 1 (2011), p.15. See also Alisdair A. Gillespie, *Child Pornography: Law and Policy* (Abingdon, Oxon, Routledge-Cavendish, 2011), pp.100-116.

も規制されるべきである。愛知県は条例により「JKサービス」を禁止し、「JKサービス」を提供する店舗の所有者及び経営者への罰金を科す唯一の都道府県である。こうした地方レベルの規制措置は国の児童保護枠組の抜け穴に対処するために重要であるが、特別報告者は、国レベルでの包括的な法律と同様の影響を与えるものではない旨指摘する。

28. その他の国内法においても、刑法（例えば、わいせつ物に関する第175条、強制性交に関する177条、強制わいせつ又は暴行に関する176条、準強制わいせつ及び準強制性交に関する178条）など、児童の性的虐待・搾取に関連する条文がある。児童福祉法は、児童を満18歳に満たない者として定義している。性交同意年齢は13歳に設定されており、これが児童に対する性犯罪を起訴する上での主な難題となっている。民法においては、法的な成年は20歳とされているが、これは、児童福祉法で保護されない18歳又は19歳の人々の社会的保護のギャップを生み出している。児童福祉法（例えば第34条）における一定の規定にもかかわらず、同法は、児童に危害を与える商業活動としての児童エロチカ、「JKサービス」及び「ジュニアアイドル」の事象から児童を守っておらず、しかるべく改正されるべきである。同様に、児童虐待防止法（第2条及び第3条）における児童虐待及び潜在的な加害者の狭義な定義を改正することにより、児童の保護が強化されるであろう。

29. とりわけ情報通信技術により促進されている、児童の性的虐待・搾取に関連する側面を規制するその他の法律としては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」が挙げられる。「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第22条第3項（風俗業者が18歳未満の者を接客を含む業務に従事させることを禁じている。）は、「JKビジネス」の如何なる形態も風俗営業の一部であるとみなされないため、「JKビジネス」には適用されない。

B. 構造的枠組

30. 内閣府は、「子ども・若者ビジョン」や「児童ポルノ排除総合対策」など、児童と若者に関する府省庁間の政策の立案や調整を担っている。厚生労働省は、例えば労働調査の実施を通じて、児童に関連するものも含め労働法の実施を監視している。総務省は2009年、「安心ネットづくり促進協議会」の設立を支援した。同協議会は、児童ポルノ防止事業を実施し、インターネット上の児童虐待コンテンツを通報・撲滅するための民間企業による取組を支援している。文部科学省は、児童虐待事案の早期発見及び送致の促進を強化するため、スクールカウンセラー及びソーシャルワーカー向けの啓発・研修を行っている。特別報告者は、一億総活躍国民会議の創設に留意し、児童の性的虐待・搾取対策を目的とした防止・保護活動への関与を奨励した。特別報告者は、政府内及び都道府県との連携は、しばしば情報共有及び能力向上に限られていることから、改善の必要がある旨述べた。

31. 人身取引対策の組織間調整は、2004年の人身取引対策に関する関係省庁連絡会議の設置により行われ、人身取引被害者へのより包括的な支援が実現した。法務省は、人権相談所を設置し、複数の言語でのサービスを提供することにより、外国人を支援してい

る。厚生労働省は、警察及び他の省庁と協力し、女性相談所における人身取引被害者を支援するためのマニュアルを発行した。2007年、入国管理局は人身取引データベースを構築した。

32. 都道府県レベル及び主要都市には208か所の児童相談所がある。ネグレクト、虐待、暴力の被害を受けた児童は、通常児童相談所に送致されるが、性的虐待・搾取の被害児童に特化した児童相談所はない。児童相談所は、法執行機関、医療機関及び学校と協力している。児童は、児童相談所から自宅に戻されるか、地域コミュニティ及び社会福祉組織により運営されている施設（例えば児童施設）に送致される。児童相談所では設備や専門的職員が不足しており、その運営ガイドラインが存在するにもかかわらず、児童の参加措置を業務に取り入れていないと批判されてきた。

C. 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する政策及びプログラム

1. 児童保護政策

33. 2013年5月、犯罪対策閣僚会議は、新たな技術による事象の増加に効果的に対処するとの目的の下、「第二次児童ポルノ排除総合対策」を採択した。同対策は、児童虐待コンテンツの流通及び同コンテンツへのアクセスの防止を強化するとともに、被害児童の保護を改善し、国際協力を強化することを目的としている。2014年12月、日本は、児童買春及び児童ポルノを一切容認しない方針を含む、新たな人身取引対策行動計画を策定した。また、同計画には日本による人身取引対策の取組及び統計に関する年次報告書の公表も盛り込まれた（第1回年次報告書は2015年5月に公表された。）。

34. 2010年、内閣府は、「第3次男女共同参画基本計画」を策定した。同計画には、女性及び児童を性的対象として描写するメディアにおけるステレオタイプの役割を払拭する取組、及び児童に対する性的暴力の防止戦略の策定が盛り込まれている。2008年に内閣府により採択された「青少年育成施策大綱」には、学校における啓発、被害児童への適切な処置の促進及び情報通信技術及び娯楽産業の関与を通じた、児童の性的搾取対策の取組が含まれている。特別報告者は、若者に政策についての意見や提案を募ったことを歓迎した。他方、特別報告者は、2010年に内閣府により採択された「子ども・若者ビジョン」における児童の性的搾取に関する言及が、同問題は積極的に調査されるべきである、という限定的なものに留まったことを遺憾に思う。

35. 特別報告者は、児童に対する暴力及び児童の性的虐待・搾取に関する問題に対処する多数の計画や政策が採択及び改訂されているにもかかわらず、当該事象に取り組む上での包括的なアプローチがないことを懸念している。また、児童虐待コンテンツの拡散対策に重点が置かれ、買春等その他の形態の児童の性的搾取対策が疎かになっているようである。この点、特別報告者は、2001年の「児童の商業的性的搾取に対する国内行動計画」が更新されていないことに注目した。また、様々な計画や政策間の調整や補完が行われておらず、その影響及び進捗の評価も行われていないようである。

2. 調査、起訴、処罰

36. 警察庁は、児童の売買及び性的搾取への対策・防止措置の採択・調整を担っており、

こうした措置は都道府県警察によって実施されている。警察庁は、児童買春及び児童虐待コンテンツに関するデータを収集・公表するとともに、犯罪捜査に予算を割り当て、職員への訓練を実施している。

37. 都道府県警察は、性的搾取の被害児童に関し、防止と保護の役割を担っており、児童相談所に送致される被害児童の特定における重要な要素である。犯罪の被害児童及びその家族は、少年支援センター及び警察署において、経験豊富な相談員やカウンセリングの専門家から助言を受ける。都道府県警察は、被害児童を支援する際、児童心理学者に頼っている。また、都道府県レベルには、児童虐待・搾取の事案を報告するための児童向けのホットラインもある。例えば、警察は、スタッフがフリーダイヤル通話やメールで児童から寄せられる相談依頼を受け付ける「ヤング・テレホン・コーナー」を運営している。特別報告者は、被害児童が法執行機関ルート以外でも、児童向けのメカニズムを通じて虐待を報告し、助けを求められるようにすることの重要性を強調した。

38. 警察庁の統計によれば、2010年から2014年の間に、ポルノの被害児童数が614人から746人に増加したのに対し、買春の被害児童数は741人から466人に減少した。性的搾取の被害児童の大半は女児である（2014年の被害男児が82人であるのに対し、女児は1130人）。¹¹ 児童買春の減少について公式な説明はなされていないが、児童ポルノの増加は、インターネットや新たな技術の影響に起因する。また、国際的な圧力により、児童虐待コンテンツ対策に焦点が当てられ、児童買春が減少したと考えられている。

39. 近年、法執行機関は、インターネット上の児童の性的搾取、とりわけ、児童虐待コンテンツのインターネット上の拡散に対する取組を強化してきた。警察庁は、都道府県警察にサイバー犯罪対策に関するガイダンスを提供している。2002年以降、警察庁は、児童ポルノ事犯の調査の一環として、集約された画像データベースである、児童ポルノ自動検索システムを管理している。都道府県警察は、児童ポルノに対する需要の実態を明らかにし、被害児童を発見するため、サイバー犯罪の捜査を行っている。この分野における愛知県警及び警視庁の成功は、利害関係者によって特筆されている。警察によれば、児童が自らの自分の性的コンテンツを、連絡してきた他人への共有を含め、インターネット上で共有することが大きな課題の一つとなっている。

40. 児童虐待コンテンツ対策におけるもう一つの課題は、被害児童の特定に関するものである。捜査官及び検察官は、被害者が必ずしも特定されないことや被害者の年齢の特定が困難であるとの理由から、児童ポルノ事犯に取り組むことに躊躇しているとして、批判されてきた。特別報告者は、警察当局及び検察官に対し、こうした困難を乗り越えるべく、積極的な捜査や刑事訴追を求める。児童ポルノ販売業者は往々にして児童虐待コンテンツを「児童ポルノ」（又は「児童エロチカ」として宣伝しており、こうした業者も然るべく検挙されるべきである。特別報告者は、児童買春違反については、被害者の同意なしに職権で刑事手続を開始して差し支えないと考える。特別報告者は、被害者保護・支援に関す

¹¹ 児童買春に関して起訴された件数は、2010年の954件から2014年の661件に減少した一方、児童ポルノ事犯で起訴された件数は、同じ期間において、1342件から1828件に増加した。

るマニュアルの公表等を通じ、司法制度を被害者に利用し易くするための取組を評価するとともに、人身取引及び性的搾取の被害児童・若者向けのマニュアルの作成を奨励する。

4 1. 検察統計年報によれば、2013年の児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反の受理件数は2331件であった。そのうち、1,391件は起訴され、567件が不訴追となっている。裁判統計年報によれば、児童買春・児童ポルノ事犯で、第一審において有罪判決を下された被疑者の数は、2010年の324人から2014年の143人に減少している。同法の改正による影響については、今後の統計を待つ必要がある。最高裁のデータによれば、2014年の同法違反による有罪判決は141件で、そのうち30件は執行猶予なしの3年以下の懲役に処され、106件は執行猶予付きとなり、13件は保護観察処分となった。特別報告者は、児童の性的搾取事犯における執行猶予付きの判決割合の高さに懸念を表すとともに、司法当局及び関係当局に対し、こうした犯罪における不処罰を回避すべく、有罪判決の完全な実施の確保を強く求める。

3. インターネット上の児童の性的搾取対策：民間企業の役割

4 2. 特別報告者は、インターネット上の児童の性的搾取対策において、日本の民間企業が果たしている重要な役割を評価する。民間企業は、政府の支援を受けながら、法執行機関やNGOと協力しつつ、自らのイニシアチブでインターネット上の児童虐待コンテンツをブロック・削除するため、「インターネット・コンテンツ・セーフティ協会」及び「セーファー・インターネット協会」を立ち上げた。特別報告者は、こうした取組は、インターネット上の児童虐待コンテンツに対処する手段として、他国でも採用されるべき優れた慣行であると考えている。

4 3. 「インターネット・コンテンツ・セーフティ協会」は、インターネット上の児童虐待コンテンツの拡散及び流布の増加を受け、2011年に設立された。同協会は、インターネット・サービス・プロバイダー、モバイル・ネットワーク・オペレーター、検索エンジン・オペレーター、フィルタリング・サービス・プロバイダー等93団体で構成されている。同協会は、警察庁や「インターネット・ホットライン・センター」から、児童虐待コンテンツに関する情報を受ける。学術界、NGO関係者、UNICEF、民間企業、小児科医及び法律家で構成される、独立した監督委員会が、一連の基準に基づき、ブロックされるべきウェブサイトを決する。その後、同協会は、インターネット・サービス・プロバイダー及びモバイル・ネットワーク・オペレーターに対し、ブロックすべきURLのリストを提供する。同協会が提供するサイト・ブロックのカバー率は、サービス・プロバイダーで75%、ネットワーク・オペレーターで100%となっている。2015年、同協会は、201のドメインと1,006のURL（すなわち画像）をブロックリストに含めた。同協会の代表者は、基準を調和させ、ブラックリストを共有することで、国境を越えたレベルでの調整作業を改善する必要性を強調した。

4 4. 「セーファー・インターネット協会」は、日本の情報通信技術企業の自発的な取組によって、2013年に設立された。同協会は、インターネット上の違法で有害コンテンツを報告するホットラインを運営している。また、違法コンテンツの監視、調査、政策提案及び教育・意識向上プログラムの実施などを行っている。同協会は、国内外のプロバイダ

一に対して、違法コンテンツの削除を要請することができる。同協会の活動は、独立した法律専門家で構成される諮問委員会が策定したガイドラインに基づいて行われる。違法なコンテンツ（児童虐待コンテンツ、リベンジポルノ、インターネット上の売春勧誘等）又は有害なコンテンツ（未成年者のいじめなど）に関する報告は、一般人が同協会のウェブサイト（www.safe-line.jp）を通じて提出することができる。その後、同協会は警察や「インターネット・ホットライン・センター」に通報し、国内又は海外のプロバイダーに削除を依頼する。

45. 2015年7月時点で、「セーファー・インターネット協会」は、24,003件の受理・監視を行っており、そのうち4,079件が違法で、3,844件が日本国外海外のウェブサイトによって運営されていた。違法・有害コンテンツのうち、わいせつな表現が含まれているものが全体の約62%、児童虐待の内容が含まれているものが30%、リベンジポルノが5%だった。同協会が受理又は検出した児童虐待コンテンツのうち、合計86.8%が海外のウェブサイトに掲載されている。同協会は、合計4,254件の削除要請をサイト管理者やホスティング・プロバイダーに送付しているが、意外なことに、海外サイトに掲載されている児童虐待コンテンツの削除要請のうち、それに対する回答の96%が肯定的なものだった。海外のプロバイダーへの削除要請に関する課題は、違法コンテンツの定義の違いやプロバイダーの法的義務の違いなど、多岐に亘ため、国際的な協力が不可欠である。

46. 「インターネット・ホットライン・センター」は、違法・有害な可能性のあるコンテンツを一般人が通報できるよう、2006年に開設されたオンライン通報窓口である。同センターはインターネット協会によって運営され、警察庁が出資する国際インターネット・ホットライン・ネットワークのメンバーでもある。同センターは、受理した通報を運用ガイドラインに基づいて評価し、刑事犯罪に該当する可能性のある案件（わいせつ画像、児童の性的虐待画像、売春の誘引等）を警察当局に転送する。また、国内のウェブサイト運営者やインターネット・サービス・プロバイダーに対して、違法・有害コンテンツの削除を要請することもある。さらに、違法・有害なコンテンツからインターネット利用者を保護するため、フィルタリング・ソフト会社に情報提供を行っている。

47. 2014年、「インターネット・ホットライン・センター」は合計150,352件の報告を受けた。一般人から受理した1,806件の通報及びインターネット・ホットライン国際ネットワークから受理した778件の通報は、優先的な手続を経て処理された。通報は3日以内に警察庁および都道府県警察に送致され、警察庁は捜査開始の可否について決定する。児童虐待コンテンツの利用者が日本国外にいる場合は、同ネットワークに照会され、同ネットワークが関係国に照会する。児童虐待コンテンツが犯罪捜査の証拠となる場合、インターネット・サービス・プロバイダーは、警察の許可を得た場合に限り、その資料を削除することができる。

48. 日本の情報通信技術企業は、資金、ノウハウ、技術を提供することで、インターネット上の児童の性的虐待・搾取の撲滅に積極的に貢献している。民間企業は、法の執行や起訴に関して改善の余地があり、特に出版社によるインターネット上での児童の性的搾取という惨事に対処するため、より積極的な介入を行っていきたいと考えている。

4. 被害児童のケア、回復及び社会復帰

49. 特別報告者は、性的虐待・搾取の被害児童に対して様々な種類の支援を提供する、様々な公共・民間施設を訪問した。しかし、面会したすべての関係者は、被害児童が利用できるシェルターや施設の数が非常に限られている旨指摘した。また、提供されているサービスは被害者のニーズに合っておらず、職員は専門的な知識や十分な訓練を受けていない。性的搾取の被害児童は、しばしば汚名を着せられ、非行少年・少女のように扱われる。さらに、被害者としての立場が無視されることも多く、その結果、適切な支援を受けることができない。特別報告者は、児童被害者の効果的な回復及び社会復帰という目標を達成するためには、被害者の早期発見と包括的な支援への送致を確立する必要がある旨強調した。

50. 特別報告者は、沖縄県で運営されている2つの児童相談所のうち、那覇の児童相談所を訪問した。同相談所では、虐待の被害児童、(例えば、貧困、家庭崩壊等により)脆弱な立場に置かれている児童及び障害や疾病、問題行動を起こしている児童(「非行少年・少女」)に対して、相談サービスを提供している。事案は、児童の家族、ホットライン又は警察から寄せられることもある。同相談所は、児童の性的虐待の事案(2013年はすべての事案の6.9%、24件)に直面した場合、児童に治療を受けさせるために病院を紹介する。ケースワーカー及び心理士が児童及び家族との面接を行い、最も適切な支援方法(家族といるべきか、一時的に児童福祉施設に入所させるべきか、里親といるべきか又は養家といるべきか等)について最終的な決定を下す。被害児童や親が不服申立をしないと決めた場合、同相談所は警察に通報することができる。大半の加害者が処罰されないことは、児童相談所の職員が直面する大きな課題のひとつである。

51. 都道府県レベルの児童相談所は、家庭内の児童虐待事案の対応で逼迫している。ケースワーカーは、性的虐待・搾取の被害児童を支援するための専門家ではなく、十分な訓練もを受けていない。また、職員を選定するためのシステムも存在しない。ケアワーカーが専門的な訓練を受けていないために、児童の信頼を得ることができず、児童が結果的に相談所の支援サービスを拒否する可能性がある。また、児童相談所は24時間体制ではなく、土日も対応していない。さらに、児童相談所が運営する一時保護所は満員の場合が多い。13歳以下の児童は優先的に保護されるが、これにより、それ以上の年齢の被害児童が犠牲になっている。

52. 特別報告者は、「性暴力救援センター・大阪」が提供する即時支援サービスを高く評価した。同センターは、性暴力の被害女性・女兒のための、日本初のワンストップ・センターとして2010年に開設され、被害者に包括的な即時支援を提供し、被害者の選択肢決定及び回復を支援している。同センターは寄付金により運営される非営利団体で、職員は専門家及び訓練を受けたボランティアで構成されている。サービス内容は、24時間体制のホットライン及び常駐職員による心理的サポート、24時間体制の緊急産婦人科医療(フォローアップを含む)、並びにカウンセラー、弁護士、ケースワーカー、精神科医、小児科医、法医学者、警察官及び女性・児童相談所のネットワークによる安全・医療ケアである。性的虐待・搾取の被害者は、24時間体制のホットライン又は警察や女性相談所からの紹介で同センターにアクセスすることができる。阪南中央病院では、被害者への緊急

支援を行い、その後、必要なケアに応じて関連機関を紹介している。

53. 開設以来、「性暴力救援センター・大阪」には、23,039件以上の電話及び3,202件以上の来訪があった。そのうち983件が強姦、強制わいせつ、性的虐待、性的「非行」、家庭内暴力等の被害者の医療ファイルの作成につながっている。被害者の約9%は9歳未満、53%は10から19歳で、強姦や強制わいせつの被害者のうち239人は18歳未満であった。大半の場合、加害者は男性で、被害者と面識があった。同センターでは、被害者に緊急避妊薬の処方や性感染症の検査を行い、証拠の収集、妊娠中の女性への支援、弁護士やカウンセリングの紹介を行っている。同センターが扱った性的虐待事案の90%において、被害者は未成年（19歳以下）であり、その大半が12から14歳であった。事案の77%では、加害者は家族であり、42%では、虐待が1年から4年続いていた。加害者が逮捕されたのは、213件の性的虐待事案のうち16件のみで、その他の事案では、加害者は叱責を受けたり、母親にかばわれたり、離婚を申請していた。児童の性的虐待が不問に付されているのは、被害者が刑事手続を始めたがらないことに加え、被害者の証言が認められにくいことが主な原因である。

54. 支援センターの全国ネットワークには129の団体が参加している。政府は支援センターの設置に関するマニュアルを発行し、大阪府は支援センターの運営に関する研究プログラムを支援している。ワンストップ支援センターが直面している主な課題は、サポートスタッフの育成と研修、女性産婦人科医の業務量の増加、裁判に関する課題、寄付への依存等である。また、特別報告者は、ワンストップ支援センターは女性に焦点を当てており、児童や女兒には焦点を当てていないこと、男児向けのワンストップ・センターが存在しないことを指摘する。ワンストップ支援センターは、精神科医、カウンセラー、弁護士、警察、児童相談所及びその他の関係機関の連携を促進している一方、被害者の再トラウマ化を避けるための重要な手段である、法医学的面接を実施していない。

55. また、特別報告者は、性的虐待・搾取の被害児童、特に女兒に対して、NGOが重要な支援を行っていることを確認した。一般社団法人COLABOは、被害者の少女に寄り添い、安全で安心な場所で信頼関係を築くための支援センターを運営している。同団体の活動には、カウンセリングや相談、夜間のパトロール、基本的な援助、病院や児童相談所への同行などが含まれる。また、一時的なシェルターの運営や被害女兒のエンパワーメントのための教育・啓発活動も実施している。COLABOが支援している女兒たちの多くは、「JKビジネス」や売春の被害者である。被害女兒は、特定の施設やサービス、専門家がいなくにより、性産業に戻ることが多い。特別報告者は、回復や自立を試みている性的虐待・搾取の被害女兒と面会したが、こうした女兒は、被害者はしばしば精神障害に苦しみ、自傷行為や自殺未遂をすると説明した。また、COLABOのような団体が支援する環境において、他の被害者と自らの経験や感情を共有することで、大人への信頼や将来への希望を取り戻すことができたと言った。

56. 「カリヨン子どもセンター」は、虐待やネグレクトの被害児童及び若者に長期的支援を提供している数少ない団体のひとつであり、男児及び女兒に別々のシェルターと、思春期の児童がより自律的に生活できるよう設計された2つの施設を運営している社会福祉法人である。また、家庭内虐待や非行を逃れてきた児童、社会保護の対象とならない18～

19歳の青年に対し、シェルターを提供している。同センターが支援した女児の4分の3は、虐待の被害者であり、その多くは、ホームレスであるか、売春により生計を立てている。思春期の児童のための施設は、シェルターを通じて提供される支援の第2段階にあたり、その目的は、被害者が虐待を受けた場所へ戻ることを防止することにある。

57. 児童は、ヘルプラインを通じて「カリヨン子どもセンター」に連絡することができる。弁護士が児童の事案を確認した後、当該児童はシェルターに紹介される。最初に児童と接触した弁護士が、その後のプロセスを担当し、児童の話を聞き、児童にとって最善の解決策を見つけるために家族との調停を試みている。被害者が18歳未満の場合、事案が児童相談所に報告され、調整が行われる。同センターに到着すると、児童は面接を受け、専門家による会議で事案に関する決定が行われ、必要と思われる場合には、臨床検査が実施される（例えば、カウンセリングへの紹介の決定等）。刑事事件に該当する場合は、警察に送致される。法医学的面接も行われ、再トラウマ化を避けるために記録される。思春期の母親は、女性相談センターに紹介され、同センターがシェルターで保護する場合がある。

58. 「カリヨン子どもセンター」では、ケアワーカーが児童一人ひとりに指名され、ケアワーカーが児童に付き添って話を聞き、最善の道を共に考えていく。シェルターが安全の提供を目的としているのに対し（滞在期間は数週間から数か月）、ユースホームはより長期的な滞在（平均1年）を提供しており、同施設では、日常生活を送り、大人への信頼を再構築し、将来の計画を立てることができる。また、同センターは、児童が娯楽や文化・スポーツ活動を楽しむことができる「カリヨンハウス」という新たなプロジェクトを開始している。特別報告者は、「カリヨン子どもセンター」が運営する女児のための施設「夕焼けハウス」を訪問した。女児は、同施設滞在中、自立した生活を送るために働き、貯金する。同プロジェクトの予算の80%は厚生労働省が拠出しており、残りは、寄付金により賄われている。

59. 特別報告者は、上記の公的機関及び民間機関による称賛に値する支援が存在する一方、性的虐待・搾取の被害児童のための適切かつ専門的なケアサービスや専門家へのアクセスが限られていることを指摘した。また、提供される支援は、即時かつ緊急支援が中心であり、フォローアップや包括的な中長期的支援が不十分であった。さらに、ケアワーカーの育成方法や研修においても、児童の権利の視点やジェンダーに配慮したアプローチが導入される必要がある。

5. 防止、能力構築、啓発

60. 特別報告者は、関係府省庁、法執行機関、民間企業、NGO、その他利害関係者により行われている数多くの教育・啓発活動に留意した。特別報告者は、政府に対し、こうした活動の相互補完性を高め、その影響力を向上させるために、当該活動の調整を強化するよう奨励した。防止のための取組は、「JKビジネス」に伴うリスクにつき、児童、特に女児の意識を高めることに重点を置くべきである。長期的な教育・啓発戦略は、ジェンダー不平等、児童の性的商品化、それに対する社会的寛容など、児童の性的搾取の根本的原因に対処するものでなければならない。

61. 特別報告者は、様々な省庁、法執行機関、情報通信技術企業及びNGOが新たな技

術に伴うリスクについての教育プログラムを学校で実施していることを歓迎する。こうした取組には、親や教師を対象とした、インターネットの安全な利用に関する教育や児童の参加に関する研修も含まれるべきである。特別報告者は、情報通信技術企業がこうした問題に関する意識を高めるために作成した児童向け資料（リーフレット、ワークブック、コミック、チラシ等）に留意した。

62. また、特別報告者は、児童の性的虐待に特化したNGOの予防的取組も評価した。COLABOは、高校において、人身取引業者や売春あっせん業者が女兒を性産業に誘い込むために使う手口をどう特定するかについての講演会を実施している。また、夜の街を歩いて歓楽街を巡るツアーを実施し、勧誘者の見分け方を説明している。「ライトハウス：人身取引被害者サポートセンター」は、児童及び青少年に対し、「JKビジネス」や「リベンジポルノ」を含む性的搾取に伴うリスクについて注意喚起すべく、マンガ冊子「ブルーハート」を制作した。また、「ECPAT/ストップジャパン」も「Cause Vision」及び「Not For Sale Japan」と共同で、児童の性的搾取のリスクについて啓発するための漫画冊子「陽はまた昇る」を制作した。

63. 特別報告者は、メディアや広告会社が防止策に十分に関与していないことにつき懸念を示し、政府に対し、メディアや広告会社を防止キャンペーンに積極的に関与させるよう強く求めた。メディアは、児童の権利に準拠した行動規範を採用し、児童の性的商品化や性別による偏見に立ち向かうべきである。

6. 児童の参加と独立した監視

64. 特別報告者は、児童に影響を及ぼす公共政策の立案及び策定過程において、児童が関与していないことに懸念を示した。2001年に横浜で開催された「第2回児童の性的虐待に反対する世界会議」においては若者の代表を参加させたという前向きな経験が示したように、政府は、児童及び若者の性的搾取に係る政策の立案及び実施において児童の参加を強化するために、国・地方レベルでより多くのことができると思う。公共の場への児童の参加を増やすために、政府は、児童をプロジェクトに参加させた経験のある非政府の児童の権利・保護団体と提携すべきである。

65. 特別報告者は、日本で最初に設置された川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局の代表者と面会した。同事務局は、川西市長直属の機関として1998年に市の条例により設立され、オンブズパーソンは川西市長が任命している。同事務局には、啓発、仲介及び防止を通じて、児童の権利侵害に対処する任務が与えられている。同事務局は、カウンセリングや仲介サービスを提供するとともに、不服申立に関する調査や啓発キャンペーンの実施し、児童の権利保護を改善するために市役所に勧告を行っている。オンブズパーソン事務局はヘルプラインを運営し、施設内外で相談を受け付けている。児童からの相談内容は、家族や友人とのトラブル、いじめ、教師からの暴言や脅迫が多い。児童の性的虐待・搾取に関する相談はほとんどないが、オンブズパーソン事務局の代表者は、同事務局の役割や業務実施方法が当該事象に対処するのに十分でないことを認めた。

66. 特別報告者は、川西市の子どもの人権オンブズパーソンを始め、其他都道府県や首都圏に設置されている児童の権利の監視・相談機関（計26機関）の活動を評価した。

また、こうした機関に対し、児童の性的虐待・搾取を防止するための啓発キャンペーンの実施、この惨劇から児童を保護することにつながったイニシアチブの成功例に関する情報共有等、連携を強化するよう奨励した。他方、特別報告者は、地方レベルの子どもオンブズパーソンが国内人権機構や国の児童の権利オンブズパーソンの役割を果たすことはできない点に留意するとともに、政府に対し、人権保護法案の採択を優先し、児童の権利を含む人権の保護を監視・啓発する国内人権機構を設置するよう強く求めた。こうした機構は、特に、国内法及び政策が、児童の意見が尊重される権利及び児童に影響を与える公共の課題に参加できる権利を含む、国際的な児童の権利の規範及び基準と整合しているかにつき監視することができる。

7. 企業の社会的責任と国境を超えた協力

67. 特別報告者は、インターネット上の児童の性的虐待・搾取に対処するために、情報通信技術産業が2011年から採用している防止・保護措置を評価した。また、旅行・観光業界は、「子ども買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範」など、海外における日本人による児童の買春ツアーに対処するための自発的な措置を講じてきた。特別報告者は、政府に対し、国際的な児童の権利基準を遵守するための行動規範の採用を通じ、児童の性的搾取に対処するために、ビジネス分野の他の利害関係者（メディア、広告会社、娯楽産業界、漫画・アニメの出版社等）を積極的に関与させるよう奨励した。また、こうした利害関係者は、政府及びNGOと協力して、児童を暴力、虐待及び搾取から保護するための啓発キャンペーンや予防プログラムに取り組むべきである。

68. 日本は、児童の性的搾取に取り組むための地域・国際イニシアチブに積極的に参加している。2001年には横浜で開催された「第2回児童の性的搾取に反対する世界会議」を主催し、2008年のリオデジャネイロにおける第3回世界会議にも出席した。同会議では、あらゆる形態の性的搾取から児童及び青少年を保護するための強固な枠組を構築することがコミットされた。最近では、2014年にウランバートルで開催された「第3回アジア子どもの権利フォーラム」に参加した。同フォーラムの成果文書において、参加者は児童虐待を含む児童に対するあらゆる形態の暴力の防止及び禁止に向けた政策、法律、啓発活動及びその他の措置の進展と実施の加速を求めた。

69. 警察庁は、毎年、東南アジアにおける児童の商業的性的搾取の取り調べに関する協議会を開催している。同協議会においては、域内の法執行機関の代表者が児童を性的搾取から保護するための取組について情報交換を行っている。日本は、「人の密輸・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関するバリ・プロセス」に積極的に貢献する立場から、2013年4月2日にバリ島で開催された「第5回人の密輸・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関する地域閣僚会議」に参加した。同会議において、参加国は、人身取引に関連する新たな課題へ対処する地域的戦略の改善を約束した。日本は、G8メンバーとして、「国際児童性的搾取データベース」に拠出している。また、アジア太平洋経済協力機構（APEC）や経済協力開発機構（OECD）の枠組においても、インターネット上の児童の性的搾取への対応やより安全なインターネット環境の構築に向けたイニシアチブに積極的に取り組んでいる。

70. また、日本は、刑事事件に関する犯罪人引渡し及び司法共助に係る協定を他国との間で締結している。2010年から2014年の間に、法執行機関は、治外法権の原則に基づき、児童の性的搾取容疑に関連して4件の事件を検察当局に送致した。警察庁は、証拠の収集、被害者の特定、海外にいる被害者との接触に係る困難に直面しながらも、海外で児童性的搾取罪を犯した国民の逮捕に努めている。また、国際刑事警察機構（INTERPOL）とは、独自のフォーカルポイントを設けて協力しており、国際児童性的搾取データベースへの情報提供、司法支援の要請等を行っている。

Ⅲ. 結論及び勧告¹²

A. 結論

71. 日本は、2001年に横浜で「第2回児童の性的搾取に関する世界会議」を主催して以降、児童売買及び関連する人身取引、児童買春、児童ポルノの撲滅に向けて大きく前進した。また、児童の性的搾取の惨害に対応するための法改正や政策を講じてきた。特に、情報通信技術分野におけるイニシアチブを通じて、インターネット上の児童の性的搾取に対処するための有益な知識や専門性を蓄積しており、これらは他の国でも適用可能な優れた慣行となっている。さらに、性的虐待及び搾取を含む性犯罪の被害者である女性及び女兒に対して、総合的な即時支援を提供するワンストップ支援センターも国内で一層展開されるべき優れた慣行である。

72. しかしながら、日本では、オンライン及びオフラインでの児童の性的搾取が依然として主要な懸念事項となっている。新たな技術により、インターネット上の児童虐待コンテンツが増加しており、その対策を強化した結果、女兒の買春等他の形態の性的搾取から焦点が移っている。特に、児童の性的商品化及び性別による偏見が、児童の性的搾取につながる活動及び傾向を引き起こしている。さらに、こうした活動は社会的に容認されており、通常は処罰されない。

73. 日本は、あらゆる形態の児童の性的搾取及び性別による不平等を撲滅するための取組を強化するため、2014年の「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」の改正による機運を活かさなければならない。同改正は、児童の性的搾取の撲滅に向けた重要な第一歩であるが、これを強化し、包括的な対策を行わなければ、効果はないだろう。今後、2020年に東京で開催されるオリンピックは、日本が児童の性的搾取の撲滅・廃絶に率先して取り組むまたとない機会である。

B. 勧告

74. 日本がその成果を確たるものとし、残された課題を克服し、性的搾取の惨劇から児童を効果的に保護するために、特別報告者は、日本政府に対し、以下の行動を勧告する。

(a) 児童の性的搾取に関する包括的な戦略を強化・発展させ、その設計、調整、フォローアップを担う組織の任命を含め、他の既存の計画や政策との補完性を確保すること。

(b) 上記の戦略を効果的に実施するために必要な財源を配分し、その設計、実施及び評価において児童及び若者の参加を確保すること。同戦略の一環として、

(i) あらゆる形態の売買及び性的搾取を防止・禁止し、それらから児童を保護するための明確かつ包括的な法的枠組を構築すること。特に、女子の婚姻同意年齢を18歳に引き上げるとともに、児童の性的同意年齢を引き上げ、児童の性的虐待の定義を拡大すること。

(ii) 主に性的な目的のために、児童や主に児童として描写された人物が、あからさまな

¹² 仮訳注：「Ⅳ. 結論及び勧告」の誤りと思われる。

性行為を行っている仮想画像や表現、又は児童の性的な部位の表現の製造、配布、流布、提供、販売、アクセス、閲覧、所持を犯罪化すること。

(iii) 児童虐待コンテンツのインターネット上の閲覧及びアクセスを犯罪化すること。

(iv) 「JKサービス」や児童エロチカ等児童の性的搾取を促進ないしそれにつながる商業的活動を禁止すること。

(v) 特に、国内人権機構及び独立した児童の人権擁護機関を設立する人権保護法案を採択すること。

(vi) 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及びこれを補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（仮訳注：日本は2017年に同条約及び同議定書を締結）及び個人通報に関する児童の権利に関する条約選択議定書を批准すること。

(c) 児童の性的搾取を根絶するための効果的な防止・保護策を示すために、児童の性的搾取につながる児童を対象とした商業活動の根本要因、推進・牽引要因、範囲、形態、影響に関する信頼性の高い最新のデータを用いた、包括的かつ実証的研究を実施すること。

(d) 性的虐待・搾取の被害児童のために、児童の権利や被害児童特有のニーズについて研修を受けたスタッフが支援する、児童向けの通報・苦情・紹介メカニズムを増やすこと。

(e) 加害者の説明責任と被害児童の救済を確保すべく、買春及びポルノを含む、オンライン及びオフラインにおける児童の性的搾取に係る犯罪の捜査、起訴、制裁のための努力を強化すること。特に、

(i) 児童の権利の観点を取り入れつつ、児童の性的搾取に関連する犯罪の特定及び被害児童の発見と治療について、法執行機関の研修及び啓発活動を強化すること。

(ii) 児童向けの司法手続、及び裁判前、裁判中、裁判後の被害児童及び証人の保護を確保するための措置をとること。

(iii) 児童の性的搾取に関する犯罪について、刑法が定める処罰の効果的な適用及び実施を確保すること。すなわち、これらの犯罪に関する不処罰と闘う不可欠な手段として、刑の執行猶予を回避すること。

(f) 性的虐待及び搾取の被害児童のための、包括的、児童の権利に基づいた、かつ、児童を中心に据えたケア、回復、社会復帰プログラムを確立すること。特に、

(i) 例えば、24時間対応可能なホットラインや常駐スタッフの確保を通じて、性的虐待・搾取の被害児童に焦点を当てた、質の高いかつ総合的なケア及び支援を提供すべく、ワンストップ支援センターの数を増やすとともに、資金及び支援を提供すること。

(ii) 性的搾取の被害児童のニーズに適したサービスを提供すべく、児童相談所、ワンストップ総合支援センター及び関連機関の職員の人選及び技術を向上させ、シェルターや福祉施設への入所に代わる手段（例えば、里親、ユースホーム等）を提供

すること。

(iii) 特に、児童相談所、ワンストップ支援センター、法執行機関、弁護士、医療機関、学校、地方自治体間の効果的な連絡調整を確保するための手続を確立するとともに、非政府の児童保護団体との連携を強化すること。

(iv) 性的虐待・搾取の被害児童のリハビリテーション及び社会復帰のためのフォローアップケア及び長期的なプログラムにより投資すること。

(v) 女兒、男児、LGBTを自認する児童のケア及び回復の提供において、児童の意見を聴取する権利を確保する、という児童の権利の観点、並びにジェンダーに配慮したアプローチを採用すること。障害のある児童、及び、子どもを持つ若い母親に支援を提供すること。可能な限り、児童の回復プロセスに家族を関与させること。

(vi) 被害児童にケア及び支援を提供する公的・民間機関の活動を評価し、監視すること。

(g) 民間企業（情報通信技術企業、メディア、広告会社、娯楽ビジネスを含む）及びNGOと連携しつつ、児童及び若者の参加を得て、包括的な予防策を講じること。特に、

(i) 学生、親、教師、保護者を対象とした、新しい技術に伴うリスク及び安全なインターネットの利用に関する教育プログラム及び啓発キャンペーンを強化すること。

(ii) 児童の性的搾取の様々な形態や影響及び児童が利用できる予防・保護措置に関する、児童及び若者を対象とした啓発キャンペーンを実施すること。

(iii) 性別による差別と闘う効果的な手段として、男児・女兒及び男性・女性を対象とした、ジェンダー平等に関する長期的な教育プログラムを実施すること。

(iv) 予防的取組の一環として、需要要因、すなわち、児童に対して性犯罪を行う加害者や仲介者に対処すること。

(h) 民間企業が、児童の性的搾取の需要を維持したり、助長したりすることがないように、必要な措置をとるよう奨励すること。

(i) 例えば、インターネット上の児童の性的搾取への取組に関する知識や経験を共有し、国境を越えた法執行機関と民間企業の協力を強化することにより、国境を越えた協力及び民間企業の関与を通して、児童の性的搾取の惨劇に対する国際社会による協調的な対応の確立に貢献すること。

(了)